## おおいた地域伝統文化応援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の地域において守り伝えられてきた祭りなどの伝統 行事・民俗芸能・伝統工芸等の伝統文化の継承、再興及び発展を通じ、地域 における世代間交流の増進及び地域の活性化を図ることを目的に交付するお おいた地域伝統文化応援事業助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し、 大分市補助金等交付規則(昭和49年大分市規則第56号)に定めるものの ほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業及び助成対象団体)

- 第2条 助成金は、前条に定める助成金交付の目的に資する活動であって、あらかじめ教育長の事業認定を受けたもの(以下「助成事業」という。)に対し交付するものとする。
- 2 前項の事業認定及び助成金の交付を受けることが出来る団体は、継続的に活動を行っている団体であって、事務所の所在地又は代表者の住所が本市に存するものとする。ただし、団体の役員及び構成員が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。

(助成金等)

第3条 助成対象経費、助成金の額及び助成限度額については、別表に定めるとおりとする。

(事業認定)

- 第4条 助成金の交付を受けようとする者は、おおいた地域伝統文化応援事業 認定申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、教育長に事業の認定の申請 をしなければならない。
- 2 教育長は、前項の申請書の提出があったときは、第13条に規定するおおいた地域伝統文化応援事業選考委員会の意見を聴き、事業の認定の可否を決定するものとする。この場合において、教育長は、事業の認定について必要な条件を付すことができる。
- 3 教育長は、前項の規定により事業の認定を決定したときは、申請を行った 者に対し、おおいた地域伝統文化応援事業認定決定通知書(様式第2号)に より通知するものとする。

(助成金交付の申請等)

- 第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、おおいた地域伝統文化応援事業助成金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて教育長に申請しなければならない。
  - (1) おおいた地域伝統文化応援事業認定決定通知書の写し
  - (2) 事業計画書
  - (3) 収支予算書
  - (4) その他教育長が必要と認める書類
- 2 教育長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、助成金の交付及び助成金の額の決定をし、申請者に対し、おおいた地域伝統文化応援事業助成金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。この場合において、教育長は必要な条件を付すことができる。

(計画変更の申請等)

- 第6条 前条の規定による助成金の交付の決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、おおいた地域伝統文化 応援事業計画変更申請書(様式第5号)を教育長に提出しなければならない。 ただし、軽微な変更については、この限りでない。
  - (1) 助成事業に要する予算を変更しようとするとき。
  - (2) 助成事業の内容を変更しようとするとき。
  - (3) 助成事業を中止しようとするとき。
- 2 教育長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当 であると認めたときは、事業計画の変更を承認するものとする。この場合に おいて、教育長は必要な条件を付すことができる。
- 3 教育長は、前項の規定により事業計画の変更を承認したときは、助成事業者に対し、おおいた地域伝統文化応援事業計画変更決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(状況報告)

第7条 教育長は、助成事業者に対し助成事業の実施状況に関する報告を求めることができる。

(実績報告)

第8条 助成事業者は、当該助成事業が完了したときは、速やかにおおいた地域伝統文化応援事業実績報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 収支を証する書類
- (3) その他教育長が必要と認める書類

(助成金額の確定)

第9条 教育長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査し、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、おおいた地域伝統文化応援事業交付確定通知書(様式第8号)により当該助成事業者に通知するものとする。

(助成金の交付)

- 第10条 教育長は、前条の規定により確定した額を助成事業が完了した後に おいて交付するものとする。ただし、教育長が助成金の交付の目的を達成す るため、助成事業の完了前に交付することが適当であると認めたときは、助 成金の全部又は一部を概算により交付することができる。
- 2 前項ただし書の規定により、助成金の全部又は一部を事前に概算で交付しようとするときは、教育長は、おおいた地域伝統文化応援事業助成金概算交付通知書(様式第9号)により助成事業者に通知するものとする。
- 3 前条の確定通知書又は前項の概算交付通知書により通知を受けた者が助成金を請求しようとするときは、おおいた地域伝統文化応援事業助成金請求書 (様式第10号)に必要な書類を添えて教育長に提出しなければならない。 (交付決定の取消し及び助成金の返還)
- 第11条 教育長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
  - (1) 助成金を他の用途に使用したとき。
  - (2) 助成金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (3) 法令若しくは又はこの要綱又は教育長の指示に違反したとき。
  - (4) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
  - (5) 第2条第2項ただし書の規定に該当することが判明したとき。

(関係書類の整備)

第12条 助成事業者は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出に係る証拠書類を常に整備し、助成事業の完了年度から5年間保存しておかなければならない。

(委員会の設置)

- 第13条 第4条第2項の規定により事業認定に関する意見を聴くため、おおいた地域伝統文化応援事業選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 (参画依頼等)
- 第14条 委員会の委員は、5名以内とし、次に掲げる者のうちから教育長が 参画依頼し、又は任命する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 市民の代表者
  - (3) 市の職員
- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により選任する。
- 4 委員会は、2年を1期間とし、委員に参画依頼するに当たっては、1期間 ごとにこれを行う。

(委員会の会議)

- 第15条 会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、 説明又は意見を聴くことができる。
- 3 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(報償金等)

第16条 教育長が参画依頼する委員に対する報償金等は、予算の範囲内で、 これを支払うことができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

## 別表(第3条関係)

助成対象経費	助成金の額	助成限度額
助成対象事業に要す	助成対象経費の2分の	1団体につき100
る経費のうち、人件費及	1 以内の額(千円未満切捨	万円を限度とする。
び食糧費を除いた額と	て)とする。	ただし、教育長が伝統
する。	ただし、大分市域内過疎	文化を守る上で特に重
	対策事業基本要綱(平成1	要、かつ、消滅のおそれ
	4年4月1日施行)第2条	があると認めるものに
	に規定する対象地域にお	ついては、選考委員会の
	いて行われる場合は、3分	意見を聴き、予算の範囲
	の2以内の額(千円未満切	内で、上限200万円ま
	捨て)とする。	で増額することができ
		る。